

安藤記念奨学金給付規程

平成29年8月17日制定

2019年5月15日改定

2024年3月13日改定

第1章 総 則

この規程は、公益財団法人小田急財団（以下「この法人」という。）定款第4条第1項第4号の事業に関する安藤記念奨学金の給付について定めるものとする。

（奨学金の名称）

第1条 この法人において給付する奨学金の名称については、財団法人安藤記念奨学財団の設立の由来となった故安藤檜六氏の生前の功績および「人材育成と学術文化の振興への貢献」との精神を承継し「安藤記念奨学金」とする。

（奨学生の資格）

第2条 この法人の奨学生となるものは、次に掲げるものとする。

この法人が指定する大学、高等学校に在籍する学生、生徒および在日外国人留学生のうち、学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により学資の支弁が困難と認められるもの。

（奨学生の種類）

第3条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学生
- (2) 高校生
- (3) 在日外国人留学生

（奨学金の給付期間および金額）

第4条 奨学金を給付する期間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 大学生 | 正規の最短修業年限 |
| (2) 高校生 | 正規の最短修業年限 |
| (3) 在日外国人留学生 | 2年間 |

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、原則として次のとおりとする。

大学生	月額 金22,000円
高校生	月額 金20,000円
在日外国人留学生	月額 金30,000円

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

（出願手続）

第5条 奨学生志望者は、奨学生願書に次の書類を添えて、在学学校長または

所属大学の長を経由してこの法人に提出するものとする。

- (1) 在学学校長または所属大学の長の推薦書
- (2) 履歴書
- (3) 在学証明書および学業成績証明書
- (4) その他参考となるべき書類

2 前項の規定にかかわらず、初年度の学生については、高校生は卒業した中学校長の、大学生は卒業した高等学校長の推薦書および学業成績証明書をもってこれに代えることができる。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、事務局による確認を経て理事長が決裁し、その結果を理事会に報告するとともに、在学学校長または所属大学の長を経て本人に通知する。

2 奨学生志望者は、前項の通知を受けた日から14日以内に誓約書その他この法人が定める書類を提出しなければならない。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は、毎月一定日に直接本人に給付することとする。ただし、特別の事情があるときは、2か月分以上を合わせて給付することができる。

2 前号における給付の方法についてはこの法人が定めるものとする。

(報告書の提出)

第8条 奨学生は、毎年度末学業成績証明書および生活状況報告書をこの法人あてに提出しなければならない。ただし、卒業または修了に当たっては、卒業証明書または修了証明書を提出しなければならない。

(届出事項)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、ただちにこの法人あてに書面にて届け出なければならない。

- (1) 留年、休学、復学、転学または退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 氏名、住所等を変更したとき。
- (4) 銀行口座を変更したとき。
- (5) その他修学状況に重大な変化が生じたとき。

(奨学金の停止および復活)

第10条 奨学生が留年または休学し、もしくは長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止することがある。

2 前項により奨学金の給付を停止されたものが、その事由が止んで在学学校長または所属大学の長を経てこの法人に願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の打ち切り)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長

または所属大学の長の意見を徴して奨学金の給付を打切ることがある。

- (1) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (3) 学校から停学、退学等の処分を受けたとき。
- (4) 奨学金を必要としない事情が発生したとき。
- (5) 留年、長期欠席、休学、転学が適当でないとき。
- (6) その他奨学金を受けるに適しないと認められる事由があるとき。

(奨学金の返還)

第 12 条 奨学生は、前条各号の一に該当し、かつ故意による重大な違約が認められた場合には、第 4 条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、当該期間に給付された奨学金の全部または一部をこの法人あてに返還しなければならない。

第 3 章 補 則

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は 2024 年 4 月 1 日から実施する。